

「出雲市消防団改革推進委員会」の設置について

「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」(平成25年12月施行)では、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない存在と規定し、消防団員の加入促進施策や団員の災害対応能力の向上を図ることは自治体の責務であると示されています。

一方で、人口減少や少子高齢化、被雇用者率の増加によるなりて不足は全国的な問題となっており、地域防災力の低下に危機感が強まっています。このなりて不足の問題は出雲市消防団も例外ではなく、とりわけ出雲市消防団を取り巻く諸課題の中でも最重要課題に位置付けられています。

また、国は「消防団員の報酬等の基準の策定等について」(令和3年4月13日付)により、消防団員の処遇の改善に向け、今後取り組むべき事項などについて示したところです。

そこで市は、なりて不足や処遇改善、組織編成の見直しなどの諸課題の解決に向けた検討を行うため、第三者を含めた委員で構成する「出雲市消防団改革推進委員会」を下記のとおり設置することとします。

記

1 目 的

出雲市消防団を取り巻く諸課題の解決に向けた検討を行うとともに、組織再編を含む将来ビジョンの策定を目的とする。

2 構 成 員

15名以内で次の委員で構成し、任期は2年とする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 消防団員 (副団長、方面隊長、分団長 : 各1名) | 3名 |
| (2) 消防本部職員 (消防長) | 1名 |
| (3) 防災を担当する市職員 (防災安全課) | 1名 |
| (4) 市議会の議員 | 1名 |
| (5) 市内の地域自治協会等関係者 | 若干名 |
| (6) 市内の商工団体関係者 | 1名 |
| (7) 市内の企業関係者 | 1名 |
| (8) 識見を有する者 (消防職・団員OB含む) | 若干名 |
| (9) その他市長が適当と認める者 | 若干名 |

3 助 言 者

学識経験者を助言者として招致予定 1名

4 委員会 の 開 催 に つ い て

- ・ 初回委員会の開催時期は、令和3年7～8月。
- ・ 年3回程度の開催予定。